

日 銀 業 第 4 7 9 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

金融調節等入札連絡事務についての

日 銀 ネット 利用 先

日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」の
一部改正に関する件

2 0 2 2 年 1 1 月 2 日 限 り で 全 国 の 手 形 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業 務 が 終 了
す る と と も に 、 2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 を も っ て 一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会 が 電
子 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業 務 を 開 始 す る こ と に 伴 い 、 標 記 規 程 の 一 部 を 別 紙
の と お り 改 正 し 、 2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 か ら 実 施 す る こ と と し ま し た の で 、 通 知
し ま す 。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」
中一部改正

- 第1編の2 8.（1）チ、を横線のとおり改める。

チ、満期日がエンド日の翌日（ただし、東京手形電子交換所経由で取立てることができないものについてはエンド日の翌日から起算して3日目の日）以降であること。